

労働者派遣等監理型育成就労

派遣元について

- ① 労働者派遣等監理型育成就労産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であるなど一定の要件を満たし、かつ、労働者派遣等監理型育成就労産業分野の所管行政機関の長と協議の上で適当と認める者
- ② 派遣元の労働者派遣等監理型育成就労に係る業務に従事する常勤の役職員 1 人当たりの育成就労外国人の数が **40人未満であること**。(2名以上が必要) 等



労働者派遣等監理型育成就労産業分野については、**季節性のある分野（農業・漁業分野）**を想定しており、分野別運用方針において定める

費用負担について

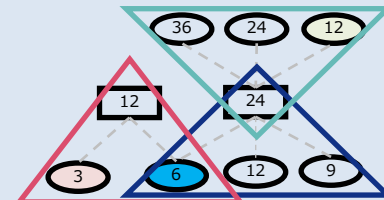
事業所間の移動や転居する場合には、育成就労実施者又は監理支援機関において、当該移動及び転居が円滑になされるよう費用を負担するなど、必要な措置を講ずること。

受入れることのできる育成就労外国人の数について

労働者派遣の形態で育成就労を共同して行わせる派遣元・派遣先ごとの受入れ人数枠（個別人数枠）のうち最も少ない数とする。各派遣元・派遣先においては、個別人数枠も適用される。なお、派遣元で業務に従事しない場合には当該派遣元の個別人数枠は適用されない。

(人数枠の例)

- △：育成就労計画ごとの派遣単位・赤の派遣単位的人数枠は「3」
- ：派遣元の個別人数枠
- ：派遣先の個別人数枠
- 青の派遣単位的人数枠は「6」
- 緑の派遣単位的人数枠は「12」



監理支援機関の監査について

派遣元・派遣先に対し、これらの事業所において育成就労外国人に業務に従事させている期間中 **3月に1回以上（※）の頻度**で監査を適切に行うこと。

※ 就労期間が3月に満たない場合にあつては就労期間中に1回以上、派遣元がその事業所において育成就労外国人に業務に従事させることとしていない場合にあつては1年に1回以上行うこと。

派遣先について

- ① 派遣先の数は**最大3**（派遣元で業務に従事する場合は最大2）
 - ② 派遣先責任者が、派遣就業の適正な管理に必要な知識を習得していると認められること。
 - ③ 業務に従事させるいずれの事業所においても従事させる業務において **要する技能は同一**
- ※ 派遣元、派遣先における就労を通じて全ての必須業務に従事。

その他要件

派遣先の責めに帰すべき事由による休業のとき（当該休業が派遣元事業主の責めに帰すべき事由による休業と認められる場合を除く。）において、派遣元が、当該休業期間中、監理型育成就労外国人に、労働基準法第12条第1項に規定する平均賃金に相当する額の**100分の60（60%）以上の手当を支払うこと**としていること。

※ 労働者派遣法上の労働者派遣である場合